

令和元年度（２０１９年度）

太田市補正予算書及び補正予算に関する説明書

（ １ ２ 月 補 正 ）

目次

令和元年度太田市一般会計補正予算	1
------------------	---

事項別明細書

(歳入)

1 5 款 国庫支出金	9
1 9 款 繰入金	9
2 2 款 市債	9

(歳出)

2 款 総務費	1 1
3 款 民生費	1 1
8 款 土木費	1 1
1 0 款 教育費	1 1

令和元年度

太 田 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(1 2 月 補 正)

令和元年度太田市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和元年度太田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185,772 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,716,306 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年 11 月 29 日提出

太田市長 清水 聖 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,651,745	56,522	12,708,267
	2 国庫補助金	1,691,130	56,522	1,747,652
19 繰入金		6,014,104	13,050	6,027,154
	2 基金繰入金	5,959,100	13,050	5,972,150
22 市債		4,843,509	116,200	4,959,709
	1 市債	4,843,509	116,200	4,959,709
歳 入 合 計		83,530,534	185,772	83,716,306

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,287,841	5,559	9,293,400
	1 総務管理費	5,866,032	2,200	5,868,232
	2 文化振興費	1,257,072	3,359	1,260,431
3 民生費		35,169,837	1,345	35,171,182
	1 社会福祉費	12,562,052	1,345	12,563,397
8 土木費		6,557,023	47,000	6,604,023
	4 都市計画費	3,396,939	47,000	3,443,939
10 教育費		10,952,503	131,868	11,084,371
	2 小学校費	1,883,769	131,868	2,015,637
歳 出 合 計		83,530,534	185,772	83,716,306

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 文化振興費	戴塚本町文化ホール改修事業	千円 11,308
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路整備事業	136,145
10 教育費	2 小学校費	小学校外壁等落下防止対策事業	131,868

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
尾島びっころ地域活動支援センター指定管理委託	自令和元年度 至令和4年度	千円 142,800
太田小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
太田東小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和2年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
九合小・九合小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
中央小・中央小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
旭小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
沢野中央小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
菰川小・菰川小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
菰川西小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和2年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
駒形小・駒形小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
鳥之郷小・鳥之郷小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
城西小・城西小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
強戸小・強戸小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
休泊小・休泊小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
宝泉小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
宝泉南小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
宝泉東小放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
尾島小・尾島小第2放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
世良田児童館放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度 至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額

事 項	期 間		限度額
木崎児童館放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
生品児童館放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
綿打児童館放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
藪塚本町児童館放課後児童クラブ指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額
尾島児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
世良田児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
木崎児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
生品児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
綿打児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
藪塚本町児童館指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	60,000
新田勤労会館指定管理委託	自令和元年度	至令和4年度	16,380
農村環境改善センター指定管理委託	自令和元年度	至令和4年度	11,880
テクノプラザおおた・立体駐車場施設指定管理委託	自令和元年度	至令和6年度	117,500

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画道路等整備事業	千円 80,600	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 と し、 市 財 政 の 都 合 に よ り、 起 債 前 借 す る こ と が で き る。	年2.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利 率。)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還をなし 償還年限を短 縮し、又は低 利債に借換す ることができ る。	千円 125,300	同左	同左	同左
小学校校舎改修事業	79,600				151,100			
計	160,200				276,400			

令和元年度

太田市一般会計補正予算説明書

(12 月 補 正)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	38,710,946	0	38,710,946
2 地方譲与税	749,434	0	749,434
3 利子割交付金	50,000	0	50,000
4 配当割交付金	130,000	0	130,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地方消費税交付金	4,650,000	0	4,650,000
7 ゴルフ場利用税交付金	44,643	0	44,643
8 自動車取得税交付金	100,000	0	100,000
9 環境性能割交付金	30,000	0	30,000
10 地方特例交付金	336,602	0	336,602
11 地方交付税	560,905	0	560,905
12 交通安全対策特別交付金	50,000	0	50,000
13 分担金及び負担金	1,197,534	0	1,197,534
14 使用料及び手数料	2,032,570	0	2,032,570
15 国庫支出金	12,651,745	56,522	12,708,267
16 県支出金	6,842,847	0	6,842,847
17 財産収入	69,603	0	69,603
18 寄附金	41,017	0	41,017
19 繰入金	6,014,104	13,050	6,027,154
20 繰越金	188,762	0	188,762
21 諸収入	4,136,313	0	4,136,313
22 市債	4,843,509	116,200	4,959,709
計	83,530,534	185,772	83,716,306

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	460,346	0	460,346
2 総務費	9,287,841	5,559	9,293,400
3 民生費	35,169,837	1,345	35,171,182
4 衛生費	5,635,508	0	5,635,508
5 労働費	169,250	0	169,250
6 農林水産業費	1,293,008	0	1,293,008
7 商工費	2,365,959	0	2,365,959
8 土木費	6,557,023	47,000	6,604,023
9 消防費	3,633,980	0	3,633,980
10 教育費	10,952,503	131,868	11,084,371
11 災害復旧費	1	0	1
12 公債費	7,903,278	0	7,903,278
13 諸支出金	2,000	0	2,000
14 予備費	100,000	0	100,000
計	83,530,534	185,772	83,716,306

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	0
0	0	0	5,559
0	0	0	1,345
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	44,700	0	2,300
0	0	0	0
56,522	71,500	0	3,846
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
56,522	116,200	0	13,050

2. 歳入

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
9 教育費国庫補助金	167,542	56,522	224,064
計	1,691,130	56,522	1,747,652

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	5,613,700	13,050	5,626,750
計	5,959,100	13,050	5,972,150

22款 市債

1項 市債

7 土木債	1,203,300	44,700	1,248,000
9 教育債	2,458,000	71,500	2,529,500
計	4,843,509	116,200	4,959,709

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 小学校費補助金	56,522	学校施設環境改善交付金 56,522

1 財政調整基金繰入金	13,050	財政調整基金繰入金 13,050

4 都市計画債	44,700	都市計画道路等整備事業市債 44,700
2 小学校債	71,500	小学校校舎改修事業市債 71,500

3. 歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
13 分庁管理費	88,540	2,200	90,740				2,200
計	5,866,032	2,200	5,868,232				2,200

2款 総務費

2項 文化振興費

2 文化施設等 管理費	683,488	3,359	686,847				3,359
計	1,257,072	3,359	1,260,431				3,359

3款 民生費

1項 社会福祉費

3 知的障がい 者福祉費	315,949	1,345	317,294				1,345
計	12,562,052	1,345	12,563,397				1,345

8款 土木費

4項 都市計画費

2 街路事業費	140,121	47,000	187,121		44,700		2,300
計	3,396,939	47,000	3,443,939		44,700		2,300

10款 教育費

2項 小学校費

3 学校建設費	853,840	131,868	985,708	56,522	71,500		3,846
---------	---------	---------	---------	--------	--------	--	-------

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	2,200	1 尾島庁舎管理運営費 工事請負費
		2,200 2,200

15 工事請負費	3,359	3 藪塚本町文化ホール管理運営費 工事請負費
		3,359 3,359

13 委託料	1,345	4 障がい者福祉事業 梅林管理業務委託料
		1,345 1,345

13 委託料	24,000	1 都市計画道路整備事業
		電線共同溝業務委託料
15 工事請負費	23,000	工事請負費
		47,000 24,000 23,000

15 工事請負費	131,868	1 小学校施設整備事業
		131,868

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
				国庫支出金 56,522			
計	1,883,769	131,868	2,015,637	56,522	71,500		3,846

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		工事請負費 131,868

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

事 項	限度額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
尾島びっころ地域活動 支援センター指定管理 委託	142,800			令和 令和 元 ～ 4	142,800	16,758			126,042
太田小放課後児童クラ ブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
太田東小放課後児童ク ラブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 2	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
九合小・九合小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
中央小・中央小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
旭小放課後児童クラブ 指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
沢野中央小放課後児童 クラブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
菰川小・菰川小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
菰川西小放課後児童ク ラブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 2	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
駒形小・駒形小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
鳥之郷小・鳥之郷小第 2放課後児童クラブ指 定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
城西小・城西小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
強戸小・強戸小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
休泊小・休泊小第2放 課後児童クラブ指定管 理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
宝泉小放課後児童クラ ブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
宝泉南小放課後児童ク ラブ指定管理委託	指定管理期間 中の管理業務 に係る経費に 相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額

事 項	限度額	前年度までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
宝泉東小放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
尾島小・尾島小第2放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
世良田児童館放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
木崎児童館放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
生品児童館放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
綿打児童館放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
藪塚本町児童館放課後児童クラブ指定管理委託	指定管理期間中の管理業務に係る経費に相当する額			令和 令和 元 ～ 6	限度額に 同じ	国県補助基 準額による 額			限度額から 国県支出金 を控除した 額
尾島児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
世良田児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
木崎児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
生品児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
綿打児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
藪塚本町児童館指定管理委託	60,000			令和 令和 元 ～ 6	60,000				60,000
新田勤労会館指定管理委託	16,380			令和 令和 元 ～ 4	16,380				16,380
農村環境改善センター指定管理委託	11,880			令和 令和 元 ～ 4	11,880				11,880
テクノプラザおおた・立体駐車場施設指定管理委託	117,500			令和 令和 元 ～ 6	117,500			103,500	14,000

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	39,619,814	37,845,327	5,612,300	4,598,989	38,858,638
(1)総務	8,783,350	8,151,469	484,600	539,716	8,096,353
(2)民生	627,821	785,623	62,600	83,158	765,065
(3)保健衛生	3,730,622	3,561,539	19,000	342,360	3,238,179
(4)労働	10,150	7,825	0	2,325	5,500
(5)農林水産	732,025	649,233	39,500	99,463	589,270
(6)商工	367,176	306,677	33,200	61,229	278,648
(7)土木	9,637,581	9,495,903	1,417,800	1,371,404	9,542,299
(8)公営住宅	1,879,459	1,671,064	320,600	206,385	1,785,279
(9)消防	2,528,725	2,360,475	255,500	437,390	2,178,585
(10)教育	9,979,442	9,770,162	2,979,500	1,192,265	11,557,397
(11)庁舎	1,343,463	1,085,357	0	263,294	822,063
2 その他	29,245,121	27,127,051	136,109	2,758,939	24,504,221
(1)減税補てん債	1,079,620	815,690	0	190,307	625,383
(2)減収補てん債	893,834	723,972	0	128,202	595,770
(3)臨時財政対策債	26,838,623	25,277,061	136,109	2,317,714	23,095,456
(4)地域再生事業債	293,010	192,774	0	100,236	92,538
(5)行政改革等推進債	140,034	117,554	0	22,480	95,074
合 計	68,864,935	64,972,378	5,748,409	7,357,928	63,362,859